

新旧対照表

浦安市立保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和55年規則第4号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（職員）</p> <p><b>第2条</b> 保育所に、園長、副園長、主任保育士、保育士、事務職員、保健師又は看護師、栄養士、給食員及び嘱託医を置く。</p> <p>（保育時間並びに開所時間及び休所日）</p> <p><b>第4条</b> 省 略</p> <p>2 条例第3条に規定する規則で定める保育所の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が適当と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 開所時間 午前7時から午後7時まで</p> <p>(2) 省 略</p> <p>3 省 略</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（職員）</p> <p><b>第2条</b> 保育所（<u>条例第6条本文の適用がある場合に限る。</u>）に、園長、副園長、主任保育士、保育士、事務職員、保健師又は看護師、栄養士、給食員及び嘱託医を置く。</p> <p>（保育時間並びに開所時間及び休所日）</p> <p><b>第4条</b> 同 左</p> <p>2 同 左</p> <p>(1) 開所時間 午前7時から午後7時まで <u>（浦安市立浦安駅前保育園においては、午前7時から午後8時まで）</u></p> <p>(2) 同 左</p> <p>3 同 左</p>